

Q



非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度について改正があったと聞きました。

A



経営者が高齢化している現況を踏まえ、後継者に係る要件のうち、役員要件について緩和する見直しがされました。

●改正概要●

原則として、被相続人の相続開始の直前において後継者は役員である必要がありますが、例外として従来までは先代経営者が**60歳未満**で死亡した場合に後継者の**役員要件が不要**とされていました。しかし本改正により**70歳未満**で死亡した場合もしくは後継者が特例承継者として特例承継計画に記載されている場合に**役員要件が不要**となる改正が行われました。

●事業承継税制において後継者に係る要件●

要件	詳細
承継人数	後継者人数は特例措置で最大3名、一般措置は1名
代表権	相続：相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること 贈与：贈与時において会社の代表権を有していること
役員要件	相続：本改正 上記改正概要参照 贈与：贈与時において役員の就任から3年以上を経過していること
議決権割合	以下2要件を満たすこと ①後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有すること ②次のイ又はロに該当すること（特例措置） イ：後継者が1人の場合 後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること ロ：後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
継続保有	非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続

大綱上に適用時期に関する明記なし



POINT



先代経営者の突然の死亡など事業承継が進んでいない場合においても事業承継税制の適用が行いやすくなりました。